

令和 8 年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務委託の公募に係る説明書

令和 8 年 6 月 23 日に公告した標記事業委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 業務の内容等

(1) 委託業務の名称

令和 8 年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務

(2) 委託業務の内容

別紙「令和 8 年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

(4) 見積限度額

2,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 直近年の国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (7) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (8) 令和 7 年度末までにおいて、過去 5 年以内に自治体から受託した農泊の取組拡大、受入体制整備に関連する事業を実施した実績があること。

3 企画提案書の提出について

(1) 提出物

- ① 企画提案提出書（様式第 1 号）
- ② 資格要件に関する申立書（様式第 2 号）
- ③ 企画提案書（任意）

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

1 実施方針	
2 業務内容に関する提案	先進事例視察・勉強会、情報・意見交換会の実施内容
	参加者の募集方法
	その他 事業の企画・立案に関する考え方
3 実施体制（職員の配置や体制、スケジュール）	
4 同種業務の実績	

- ④ 見積書
- ⑤ 法人等概要

(2) 提出部数

①、②、④及び⑤については、1部提出すること。

③については、1冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を5部、社名を記載したものを1部提出すること。（カバー等は取り付けないこと）

(3) 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和8年7月13日（月）午後5時まで、担当部局への電話、電子メール又はFAXにて受け付ける。

なお、電子メール、FAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。

(4) 提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和8年7月14日（火）16時 ※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- ② 提出先 「8 問合せ・提出先」のとおり
- ③ 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残るものに限る）

4 業務委託者の選定

(1) 審査方法

企画提案競争に参加する者（以下「公募参加者」という。）は、提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーション審査を行うものとする。

ただし、企画提案書の提出者が1者のみであった場合には、プレゼンテーション審査は行わず、書面のみによる審査を行う場合もある。また、企画提案書の提出者が複数あった場合、書面による審査を行い、上位の者をプレゼンテーションによる審査の対象とする場合もある。

- ① 日 時 令和8年7月22日（水）午後

※詳細については、企画提案競争参加申込により参加者が決定した後に連絡する。

- ② 場 所 茨城県庁 18階 農地局会議室
- ③ 説明時間 20分以内（説明終了後、10分以内の質疑を予定）
- ④ 留意事項 説明は、先に提出した企画提案書に基づいて行うこと。

(2) 審査

担当部局内に設置する審査委員会において、提出された企画提案書を（2）の評価項目に基づき、審査したうえで決定する。

(3) 企画提案内容を審査するための評価項目

①理解度	業務の趣旨を理解し、目的の達成が期待できるか
②実施体制	業務の遂行に必要な体制が確保されているか
③実施計画	業務遂行に向け、適切な実施計画が作成されているか
④提案内容の評価	・仕様書に書かれた業務内容を盛り込んだ提案内容となっているか ・先進事例視察・勉強会、情報・意見交換会の内容が農泊の取組拡大・受入体制整備、ネットワーク構築に向けた効果的なものとなっているか ・参加者の募集方法について、事業者が主体的かつ効果的に講座を周知し、確実に集客が見込めるものとなっているか
⑤業務実績	過去の同種または類似業務の実績

(4) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、審査委員会終了後に通知する。
- ② 審査の内容については一切公表しない。
- ③ 結果についての異議申し立ては一切認めない。

5 業務委託の方法

県は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める随意契約の手続により、上記に基づき選定した事業者から見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。

なお、契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、あるいは業務受託者として決定された者が辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。

6 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 契約書作成の要否：要
- (5) 契約保証金：業務受託者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、納付を免除する。

7 問合せ・提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県農林水産部農地局農村計画課 農村活性化担当

TEL:029-301-4264

FAX:029-301-4169

電子メール: nokan4@pref.ibaraki.lg.jp

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和8年 月 日

茨城県知事 殿
(農林水産部農地局農村計画課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

令和8年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和8年 月 日

茨城県知事 殿
(農林水産部農地局農村計画課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

茨城県が実施する令和8年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 直近年の国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (7) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (8) 令和7年度末までにおいて、過去5年以内に自治体から受託した農泊の取組拡大、受入体制整備に関連する事業を実施した実績があること。

(様式第3号)

質疑・回答書

名 称：

担当者名：

連絡先：

質 問 内 容

回 答 内 容